



4. 基本計画

第1部 序論 【第1章】

第1部 序論 【第2章】

第2部 基本構想

第3部 基本計画

第4部 資料編

人を育む 学ぶ

教育の充実



社会教育・生涯スポーツの
振興



歴史・文化の継承





1

施策

教育の充実

現状と課題Ⅰ

特色ある教育環境づくり

本町には認定こども園1園、小学校4校、中学校1校（令和2（2020）年度から）があります。就学前教育から義務教育までの過程において、子どもたちが基礎的な学力や体力を身につけ、心身ともに健全に育つことができるよう、3歳児からの就学前教育をはじめ教育の充実に努め、小中学校と教育委員会等が緊密な連携を図りながら特色ある教育環境づくりに取組んでいます。

現在、ICT化に向けた学習環境では、ハード面の整備は整っていますが、教員の指導力量差や授業における活用の推進などで課題があります。今後も教員研修の実施や児童・生徒の実態に応じた学習ソフトの検討導入などを通して学習効果を高めていきます。

施策の展開

i 教育内容の充実

認定こども園においては、教育目標やめざす幼児像をよく把握し、元気で伸びゆく子をめざした幼児教育に取組みます。全教職員の共通理解のもとで組織的・体系的な教育活動を実行するとともに、保護者が安心して預けられる教育・保育の環境づくりをめざします。また、園児数を増やす取組も展開します。

小学校・中学校の学校教育においては、「確かな学力」「知育・德育・体育」および「食育」に関する基礎的・基本的事項の意欲的な習得と自ら規律を重んずる態度の定着を進めます。

また、ICTを活用した学習環境として校内LAN整備および児童生徒1人1台端末整備が完了しており、授業での積極的な活用とともに情報活用能力を高める学習を進めるため、プログラミング教育等の充実を図ります。

ii 学力向上への取組

学習習慣や学習内容の定着のため、土曜無料塾「土曜の風」の拡充や各小学校の「チャレンジ教室」により復習する時間の充実を図ります。また、家庭学習の強化週間を設けます。学力の向上をめざし分割授業、TT（チームティーチング）授業など、指導方法の工夫を図りきめ細かい学習指導を設定します。

重点



現状と課題Ⅱ

学校施設の老朽化等への対応

校舎や空調等の学校関係施設の老朽化が問題となっており、定期的に検査を行うなど、安全・快適に利用できるよう適切な管理が求められます。

施策の展開

i 学校施設および幼稚園舎の適切管理

学校施設等の長寿命化計画に基づき、適切な施設管理を図ります。

旧幼稚園舎については、教育委員会では利活用として大峰ふれあいセンター内にある歴史民俗資料室を移設した「歴史資料館」の開設の構想をしており、令和7（2025）年度から具体的な施設の概要等について協議、検討を行います。





2

施策

社会教育・生涯スポーツの振興

現状と課題Ⅰ

多様化するニーズへの対応

町民を取り巻く環境は日々変化しており、個人の権利が尊重される時代になりつつある一方、人とのつながりの希薄化も進んでいます。各種サークル会員の固定化・高齢化が進み、人数も減少しています。スポーツにおいても、少子高齢化の影響で団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

また、各種イベントの参加者は減少傾向にあり、参加者を増やすため、類似イベントの統合や再編成も含めた企画内容のリニューアルが必要です。

施策の展開

i 社会教育・生涯学習の推進

「川崎町社会教育推進計画」に基づき、多様化・高度化するニーズに対応し、自主的かつ主体的に取組む学習機会の拡充に必要な情報の提供、相談機能の充実を進めるとともに、これらを活用できる環境を整えます。

ii 生涯スポーツの振興

町民の健康増進を図ることを目的に、誰でも参加できる事業計画を策定し、スポーツを通じた楽しい生活づくりを推進します。

また、町内で活動する個人、団体を対象に各種大会等への参加助成制度の充実を図ります。





現状と課題Ⅱ

特色ある図書館運営

スマートフォン等の普及により、読書を楽しむ時間の減少が懸念されています。そのため身近な大人を通し、乳幼児期から発達段階に応じた読書習慣を身につけることが求められます。



施策の展開

i 子ども読書活動の推進

「川崎町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校等関係機関との連携を強化することで読書活動の推進に努めます。

ii 図書館活動の推進

利用者のニーズを把握し、図書館資料の選書・収集・整理を行い、町民に対し、さまざまな資料や情報を提供します。また、「読書まつり」や「おでかけ図書館」などイベントを実施し図書館に訪れたくなるような取組を推進します。



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



3

施策

歴史・文化の継承

現状と課題Ⅰ

文化財の保全

本町は「輪蔵附経蔵」や「杖楽」等、さまざまな文化財を有しています。生活環境や価値観等が大きく変化するなか、町の歴史を語る文化財を後世に残すための取組が必要です。

施策の展開

i 文化財の啓発および活用

文化財は町民共有の財産です。今後も定期的かつ継続的な調査や保護・整備を行うとともに、町民全体で保全・活用しようとする意識の高揚を図り、町の活力創出や賑わいづくりに活かしていきます。





現状と課題Ⅱ

豊富な歴史・文化資源

本町は豊かな自然環境、歴史、文化に恵まれた町であり、これら町の宝を次世代に伝え、受け継いでいくことが重要です。

施策の展開

i 歴史・文化の継承活動

本町の歴史や文化について調査研究し、自然景観や文化財等の保全・継承活動を行っている各団体への支援・協働を進めます。

また、水墨画創作活動の奨励と発展を目的とした日中交流水墨画公募展や、音楽をメインとしたコンサートの開催等、町民がさまざまな芸術と触れ合える機会を創出します。

さらに、川崎町独自の歴史と文化を浸透させるために必要な説明グッズ（本、DVD、録音、配信）などを整備し、幼・若年層への学習機会を増やします。



人を育む

健やか

出産や子育て支援
の充実



人権啓発の推進





1

施策

出産や子育て支援の充実

現状と課題Ⅰ

健やかに子育てできる環境づくり

近年の子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあり、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等、子育て世代のライフスタイルは従来とは異なる形に変化しています。そのため、地域に相談できる身近な相手がいないことで生じる子育ての孤立化や、家族や地域における子育て力の低下が懸念されており、健やかに子どもを産み育てられる社会の実現に向けた取組が求められます。

施策の展開

i こども家庭センターの運営

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備・充実を図り、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行い、子育てやこどもに関する相談を受けて支援につなぎます。

ii 子育て支援環境の整備

地域子育て支援センターを拠点に、各種ボランティアグループや地域住民、各種関係機関、行政等が相互に連携・協働し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

iii 子ども・子育て支援の強化

「第3期子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの未来応援計画」を踏まえ、福祉事務所や児童相談所等の関係機関と連携し、未就学児とその保護者を対象にした子どもの健全で、すこやかな成長と児童虐待防止に努めます。また、地域子育て支援センターにおけるわくわく広場の運営（利用者は、未就学児とその保護者）や、児童虐待防止と子育て支援のため、町内在住の18歳未満の子どもおよびその保護者を対象とした要保護・要支援児童対策を進めます。

現状と課題Ⅱ

家族形態の多様化

近年、母子家庭や父子家庭の「ひとり親家庭」が増加傾向にあります。ひとり親家庭の親は、子育てや家事、生計の維持という役割を一人で担うことになるため、生活の悩みや不安は大きく、子どもの養育や教育等、日常生活全般にさまざまな困難を抱えている状況です。

施策の展開

① 子ども・子育て支援制度の充実

児童が放課後に安心・安全に過ごせるよう、延長保育や一時預かり保育などの保育サービス、放課後児童クラブなどの就労支援を行います。





2

施策

人権啓発の推進

現状と課題 I

人権啓発の徹底

21世紀は「人権の世紀」といわれ、「人権（ヒューマン・ライツ）」が世界の共通言語となつており、国内外を問わず、人権尊重・人権擁護のさまざまな取組がなされています。

本町では、平成22（2010）年6月に「川崎町人権を尊重するまちづくりの推進に関する条例」を制定し、町民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される明るい住みよいまちづくりを推進しています。

国では平成28（2016）年に「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」が相次いで施行され、法整備が進められています。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落出身者等への差別や偏見が存在し、その解決に向けた取組が喫緊の課題となっています。

施策の展開

i 人権啓発の推進

本町では、平成16（2004）年に「川崎町人権施策基本方針」を、その翌年に「川崎町人権施策実施計画」を策定しました。この基本方針に基づき、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するため、町民の人権意識の高揚を図ります。

7月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間にあわせた人権講演会の実施や街頭啓発活動、人権啓発チラシによる広報活動等、あらゆる差別の解消のための施策を推進します。

また、外国籍住民の増加と定住化が進んでいることを受け、地域に暮らすすべての人がお互いの文化や習慣等を理解・尊重し、対等な関係を築きながら地域社会の構成員としてともに生きていくこうとする多文化共生社会の実現をめざした取組を検討します。

ii 人権擁護の推進

DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントなどを許さない啓発活動を推進するとともに、人権擁護委員による特設相談所を開設するなど、関係機関と連携した相談体制の充実を図り、人権擁護に努めます。

現状と課題Ⅱ

男女共同参画社会に関する理解不足

令和3（2021）年3月に策定した「第3次川崎町男女共同参画プラン」には、「女性の職業生活における活躍推進計画」「DV防止基本計画」を盛り込み、男女がともに参画できる社会への意識づくり、環境づくりを図っています。

しかし、いまだに固定的な性別役割分担意識が残っています。

施策の展開

i 男女共同参画の推進

将来にわたり男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を推進するために、さまざまな施策を積極的に実施します。

町民、事業者、自治組織、行政が連携・協働し、男女がお互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。



人を育む

支える

保健・医療等の充実



後期高齢者医療制度の充実



高齢者福祉の充実



障がい者福祉の充実



社会福祉の充実





1

施策

保健・医療等の充実

現状と課題 I

きめ細かなサービスの提供

健康で自分らしく暮らすためには、心と体の両方が健やかな状態であることが大事です。

本町では、誰もが健康で自分らしい生活を送ることができる環境を整えることを目標に「母子保健」「健康増進」「精神保健」「感染症予防」などの各種事業を進めています。今後も町民一人ひとりが自分の心と体の健康に関心をもち、自ら健康づくりに取組むことが求められます。

施策の展開

i 安心して子育てができる環境づくり

妊娠・出産から子育てまで一貫した支援をすることにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、発達障がいや要発達支援児の早期発見、育児不安や育児ストレスなどの軽減に重点をおいた乳幼児健康診査を進めるとともに、親と子の望ましい生活習慣や子どもの疾病、事故防止等の育児に関する情報提供や支援を行います。

重 点

ii 健康増進の推進

自らの体の状態を把握し、生活習慣病予防のためにがん検診を含めた町の健診を積極的に受診してもらえるよう啓発や情報提供に努め、健診受診後の特定保健指導対象者全員に、個々の状況に応じたきめ細やかな個別指導や重症化予防のための訪問活動を行います。

また、対象者に応じた食生活改善や生活習慣の見直しを行い、医療機関等と情報提供書を交わすなど、地域連携を図ります。

さらに、町民誰もが生涯にわたって、医療に頼らずに心も体も健康で幸せに過ごせる町(スマートウェルネスシティ：健幸都市)をめざし、引き続き、運動する場所や機会を整備し、歩きたくなる環境づくりに取組みます。

iii 精神保健の充実

心の問題を抱える人が適切な解決方法を見いだし、心身ともに健康な生活を送れるよう、臨床心理士による面談を行う「こころの相談」を進めます。

また、「こころのサポートーー学習会」を開催し、身近な地域で支え手となる町民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化するとともに、生きるための包括的な支援を行う人材を育成します。

IV 感染症予防の強化

乳幼児・学童期・高齢者期のウイルス感染予防のため予防接種事業を進めるとともに、予防接種に関する普及啓発を行います。

また、新型インフルエンザ対策等については「川崎町新型インフルエンザ等行動計画」に基づき、緊急時には適切な対応を行い、新たな健康危機に備えた体制の整備をはじめとして、医療機関、関係団体等との連携を強化します。

現状と課題Ⅱ

国民年金制度の周知不足

国民年金は、近年の少子高齢化の進展により、社会保障の根幹をなす制度としてより重要性が高まっていますが、制度の周知不足などから、年金制度への信頼がなくなり、将来に対する不安を抱える人が、若年層を中心に増加しています。

施策の展開

i 国民年金の促進

国民年金に関する各種届出、免除申請の受付・窓口相談・オンライン申請に対して、日本年金機構等と連携し、正確な情報を提供して、制度の理解と普及啓発を行い、町民の年金受給権の確保に努めます。





2

施策

後期高齢者医療制度の充実

現状と課題Ⅰ

健康寿命に対する取組

高齢化社会を迎え、単なる長寿ではなく、日常的に介護を必要とせず自立した生活ができる期間を延ばしていく「健康寿命」が重要です。そのため、健康づくりに対する意識向上や高齢者の生活習慣の改善等、健康寿命を延ばす取組が求められます。

施策の展開

i 健康寿命を延ばす健康づくりの推進

健康寿命を延ばす健康づくりの推進を目標として、疾病の早期発見につながる健康診査の実施を進めます。また、被保険者が自らの健康に关心をもち、運動や食事などの生活習慣を見直すなど、健康長寿のための取組ができるよう、広報啓発をはじめとするさまざまな健康づくりに関する支援事業等に取組みます。

ii 後期高齢者医療保険制度の維持運営

後期高齢者医療保険の被保険者が安心して医療を受けられる制度の維持と運営に努めます。

また、被保険者の公平・公正な負担に基づく保険料の確保および将来における保険料率上昇の抑制に努めます。



現状と課題Ⅱ

医療費の増加

後期高齢者医療制度は、社会保険等と比べて被保険者の受診率が高く、医療費の増加につながっており、保険財政の安定的な運営が難しい状況になっています。そのため、高齢者の健康づくりや医療費適正化の取組の推進が求められます。

施策の展開

i 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

医療費の伸びが過大とならないよう、医療費の適正化に最大限努めることを目標として適正受診へ向けた取組や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進等、医療費の適正化へ向けた効果的な施策を展開します。





3

施策

高齢者福祉の充実

現状と課題Ⅰ

介護予防と生きがいづくりの推進

介護保険制度の改正により、高齢者の心身状態の改善と悪化防止等による介護予防重視型へと変わりました。今後は、効果が期待できる介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりや、地域とのつながりが感じられる支援の充実が求められます。

施策の展開

i 介護予防・生活支援の充実

高齢者の介護予防に効果が期待できる取組を推進し、生活支援サービスの充実を図ります。

ii 生きがいづくりや社会参加の促進

高齢者が心身ともに健康で、充実した生活ができるよう、地域における拠点づくりやシニアクラブ連合会等の関係団体との連携を推進していきます。

現状と課題Ⅱ

高齢化率の増大

令和2（2020）年時点での本町の老人人口（65歳以上）の割合は39.1%と、総人口の1/3以上を占めており、今後も増加が見込まれます。長寿社会の到来に伴い、長い高齢期をいかに健康で過ごすかは、個人にとっても社会にとっても大きな課題です。今後は誰もができるだけ長く健康で楽しみながら生き生きと高齢期を過ごすことができる環境づくりを、高齢者自身も担い手として進めていくことが求められます。

施策の展開

i 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「生活支援・介護予防」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。



ii 高齢者の権利擁護の推進

高齢者のいる世帯や認知症高齢者の増加に伴う虐待や消費者被害等の問題に対して、地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携し、予防・防止対策や早期発見・早期対応の取組みを推進していきます。

iii 高齢者の災害・感染症対策に係る体制整備

近年の感染症の流行や災害発生状況等を鑑み、高齢者の生命又は身体の安全確保を図るために、関係部局や医療機関、介護サービス事業所等との連携した体制整備を進めています。

iv 愛光園の運営

長年にわたり社会貢献された入居者の余生をより明るく、より楽しいものにし、生きがいのある老後生活を、施設を通じて体得する取組を進めます。そのために、今後は民間活力による専門的な管理・運営体制、ノウハウの活用を図り、更なる入居者のサービス向上を目指します。





4

施策

障がい者福祉の充実

現状と課題Ⅰ

在宅福祉に向けた支援

心身障がい者福祉は、障がい者や高齢者を特別視することなく、等しく普通の生活環境の中で暮らす「ノーマライゼーション思想」が高まり、施設福祉から在宅福祉が重要視されています。そのため、可能な限り身边な場所において、日常生活や社会生活を営むために必要な支援が求められます。

施策の展開

| 日常生活における地域生活支援

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障がい者や高齢者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように、「移動支援」「日中一時支援」「日常生活用具給付」等の効率的・効果的な取組を進めます。





現状と課題Ⅱ

在宅サービスの充実

障がい者各自のニーズを踏まえ、家庭内や地域社会で自立できるよう、公共施設等の改修とともに在宅福祉サービスの充実が求められます。

施策の展開

i 自立に向けた福祉サービス支援

社会的入院をしている人や日常的に介助を必要とする人が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援や生活支援、居宅介護サービス、デイサービス等各種サービスの提供を支援します。



1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



5

施策

社会福祉の充実

現状と課題 I

多様な団体の参画による援助ネットワークづくり

社会的弱者に対する保護・援助は国や地方公共団体、社会福祉法人に義務づけられており、本町でも町民の意向を踏まえた安心して暮らせる地域社会の構築が必要です。そのためには、川崎町社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会、各種ボランティア団体が連携した援助ネットワークの形成が求められます。

施策の展開

i ボランティア活動の推進

地域福祉づくりの重要な担い手となるシニアクラブ連合会や文化・スポーツ団体、地域の青年団体、女性団体等の各団体と積極的な連携・推進を図り、ボランティア活動の組織体制の充実化を支援します。

ii 地域福祉活動の支援充実

社会福祉協議会を中心としたボランティア団体の育成、支援活動に取組みます。

また、関係機関と協力しながら地域活動や福祉活動を行うボランティア団体や近隣住民、自治会等の育成を支援し、住民のボランティア活動等のネットワーク化を進めます。





現状と課題Ⅱ

社会的弱者の顕在化

少子高齢化や社会構造の複雑化に伴い、増加傾向にある生活困窮者や身寄りのない高齢者、DV被害者、児童・障がい者・高齢者等への虐待など、既存の社会保険や社会福祉では簡単に解決できない社会的弱者が顕在化しつつあります。

施策の展開

i 社会福祉行政の推進

増加傾向にある「児童・障がい者・高齢者等への虐待」「DV（ドメスティック・バイオレンス）」「貧困」「孤独死」「自殺」等、現在生じているさまざまな福祉課題、生活課題を解決するために、社会福祉制度や福祉サービスの充実を図ります。また、「保健」「医療」「子育て」「住宅」「教育」等の関連する分野との連携を図ります。



